

入札説明書

令和6年度万葉百科システム整備事業
『万葉集』関連情報検索システム
「万葉百科」翻訳業務委託

奈良県立万葉文化館

入札説明書

公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 一般競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告「2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格」に定める条件を全て満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

2 一般競争入札参加資格の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札公告「2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格」に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。下記の提出期限までに必要書類を提出してください。

また、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県立万葉文化館から提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

①提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 契約履行実績報告書（様式2）

* 入札公告「2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格」（1）⑮に掲げる資格があることが判断できる履行実績を1件以上、様式2に記載してください。

業務内容が判断できる業務計画書の写し、契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付してください。

②提出期限

令和7年3月7日（金）17時必着

③提出先

「4 入札書の提出」の（1）に記載のとおり

④提出方法

持参又は郵送とします。

なお、郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、提出期限までに必着すること。

また、封筒に「『万葉百科』翻訳業務に係る競争入札参加資格確認書類在中」と朱書きしてください。

⑤提出部数

各1部

⑥その他

ア 提出書類の作成に係る費用は申請者の負担とします。

イ 提出された書類は、競争入札参加資格確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。

ウ 提出された資料は返却しません。

(2) 本申請に基づく一般競争入札参加資格の適否については、令和7年3月4日(火)までにFAXにより通知するとともに、競争入札参加資格確認通知書を郵送により発送します。

(3) 辞退について

競争入札参加資格の確認を受けた後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

3 仕様書等に関する質問の受付

本入札に関して疑義が生じた場合は、令和7年3月4日(火)17時まで質問書(様式3)によりFAXにて受け付けます。

質問及びその回答は令和7年3月5日(水)を目途に、奈良県立万葉文化館ホームページに掲載します。

4 入札書の提出

(1) 入札書の提出先及び問い合わせ先

奈良県立万葉文化館 企画・研究課

〒634-0103 奈良県高市郡明日香村飛鳥10

電話 0744-54-1850

FAX 0744-54-1852

(2) 入札説明書等の交付場所及び期間

①場所

奈良県立万葉文化館ホームページからダウンロードしてください。

②期間

令和7年2月26日(水)から令和7年3月7日(金)17時までとします。

(3) 入開札の日時及び場所

令和7年3月19日(水)10時30分から

奈良県立万葉文化館

(4) 郵送による入札

①入札書は、郵送で差し出すことができます。郵送の場合は、簡易書留とし、封筒の表面に「『万葉百科』翻訳業務入札書」と朱書きして、令和7年3月18日(火)17時までの(1)の提出先に到着するようにください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札(2回目)を行う場合がありますので、入札書は、初度(1回目)の入札に係る入札書と再入札(2回目)に係る入札書の郵送を認めるものとします。

②初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再入札に係る入札書(又は再入札辞退を含む)を別々に封緘し、封筒の表面に「『万葉百科』翻訳業務入札書」、「『万葉百科』翻訳業務入札書(再入札)又は(再入札辞退)」と各々朱書きして、令和7年3月18日(火)17時までには到着するようにしてください。

③再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再

入札を辞退したものとします。

④封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別がなく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

⑤郵送により到着した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回することができません。

5 入札方法

- (1) 入札は、業務に関する諸経費一切を含めた総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 郵便入札の参加者は、郵便事情による事故等で入札書等が到着期限内に到着しなかったことにより入札が無効となった場合でも、意義を申し立てることはできません。
- (6) 競争入札参加資格の確認を受けた後、入札書提出期限までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。

6 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国または地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものなど）に該当する場合は、免除します。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この業務の入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札

- 代理人が入札に参加する場合は、その代理人の記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
 - (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
 - (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
 - (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
 - (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。この場合、再入札を辞退する者は、一般競争入札辞退届（様式6）を提出してください。
- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに「くじ」により決定します。ただし、落札者の決定において、「くじ」を辞退することは出来ません。
なお、当日、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員が代理でくじを引くこととします。
くじ引きの方法は、事前に当館で作成した名簿の順番で予備抽選を行い、その後予備抽選の結果に基づき本抽選を行います。
- (4) 再度入札（2回目）の開札で落札者がいない時は、再度入札（2回目）で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

9 契約書作成の要否等

- (1) 要します。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。
従って、6の(3)で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められる時は、契約を締結しないものとします。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請け契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、発注者が下請け契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1.1 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅延なくその旨を奈良県立万葉文化館に報告せず、若しくは警察に届けなかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

1.2 その他

- (1) 本件に要する一切の費用は落札者の負担とし、競争価格に含むものとします。
- (2) その他詳細については、仕様書のとおりです。